

令和 7 年 6 月 1 9 日

豊明市長 小浮 正典 様

豊明市下水道事業経営検討委員会
委員長 井澤 知旦

適正な下水道使用料について（答申）

令和 6 年 1 2 月 2 3 日付け豊下第 9 6 0 号で諮問のありました標記の件について、豊明市下水道事業経営検討委員会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 豊明市の下水道事業経営の現状

豊明市の下水道事業は、使用料対象水量・下水道区域内人口ともに減少傾向にある一方、汚水処理費・汚水処理原価はともに増加傾向である。

また、使用料収入は減少傾向にあり、使用料対象経費を使用料収入で賄えておらず、不足する経費の財源を一般会計から繰り入れているのが現状である。一般会計からの繰り入れを解消するとともに、経営安定化が求められる。

2 使用料改定の必要性の検証

収益的収支の推計によると、現行の使用料体系を継続した場合、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間で約 8 億円の収入不足が生じる見込みである。

加えて、今後の経費回収率は 8 0 % 前後を推移する見込みであり、経営努力のみで経費回収率 1 0 0 % を達成し、経営健全化を図ることは中長期視点で見ても困難である。

汚水処理に係る費用を租税収入を財源とする一般会計からの繰入金により賄うことは、下水道を利用する住民と利用しない住民との間に不公平が生じる。また、施設更新や災害への備えとなる耐震化などの投資が増え、今後さらに厳しい経営状況になる。そのため、早期に経費回収率100%を確保できる水準まで使用料を改定することは妥当であると判断する。

3 使用料改定の考え方

- (1) 算定期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
- (2) 5年間で不足すると見込まれる約8億円を確保できる使用料水準とする。(使用料増額改定率：25.6%)
- (3) 豊明市の排出量分布は一般家庭と想定される水量区分から排出される割合が高いことを考慮し、次の観点を踏まえた使用料体系とする。

ア 基本使用料の適正化

固定費が占める割合の高い下水道事業構造を反映した基本使用料とする。基本使用料割合を高めることで、排出量に影響されにくい経営基盤を構築する。

イ 利用者間の負担の公平化

一般家庭と想定される水量区分に豊明市のボリュームゾーンがあることを踏まえた適切な使用料設定とすることで、経営の安定性を高め、利用者間の負担の公平化を図る。

ウ 少量使用者の負担軽減

少量使用者の負担軽減を図るため、新たに「5 m³まで」の水量区分を設定する。

4 答申内容

「3 使用料改定の考え方」を踏まえた使用料体系の改定案は以下のとおりである。

【現行】※1 か月につき・税抜

区分		金額
基本使用料		550 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	10 m ³ まで	40 円
	20 m ³ まで	100 円
	30 m ³ まで	109 円
	50 m ³ まで	145 円
	80 m ³ まで	160 円
	100 m ³ まで	189 円
	300 m ³ まで	202 円
	400 m ³ まで	207 円
	500 m ³ まで	210 円
	500 m ³ 超	228 円

【改定後】※1 か月につき・税抜

区分		金額
基本使用料		700 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	5 m ³ まで	40 円
	10 m ³ まで	70 円
	20 m ³ まで	120 円
	30 m ³ まで	145 円
	50 m ³ まで	190 円
	100 m ³ まで	210 円
	500 m ³ まで	230 円
	500 m ³ 超	240 円

5 附帯意見

- (1) 今回の使用料改定は、中長期的に自立・安定した経営基盤を構築するために実施するものであり、今後も引き続き、経営改善に努めること。
- (2) 昨今の経営環境の変化は大きく、あらかじめ立てた収支見通しとの乖離が生じることも想定されることから、大幅な前提条件の変化等が把握された場合には、今回の算定期間に関わらず、使用料改定の必要性の検証を開始すること。
- (3) 使用料改定の必要性や内容について、市民に丁寧な説明を行うこと。